

令和3年10月18日 14時から

東京区政会館 16C会議室

## 令和3年度第2回情報公開・個人情報保護審議会 案件表

### 【個人情報業務案件】

(諮問)

第12号 外部委託の可否について（議事録作成等に係る反訳業務について）

(報告)

第1号 議会報告について

①令和2年度における公文書の公開の実施状況について

②令和2年度における個人情報保護制度の実施状況について

### 【審査請求案件】

(諮問)

第13号 公文書非公開決定通知書「2東広総総第1125号」に対する審査請求

別冊

### 【参考資料】

- 1 東京都後期高齢者医療広域連合情報公開条例
- 2 東京都後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則
- 3 東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例
- 4 東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則
- 5 東京都後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審議会条例
- 6 外部委託及び外部提供に関する審議会事前一括承認基準

3 東 広 総 総 第 569 号  
令 和 3 年 10 月 8 日

東京都後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審議会会長 様

東京都後期高齢者医療広域連合長  
山崎 孝明

令和3年度諮問第12号

東京都後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審議会条例第2条に基づき  
下記の事項について諮問します。

記

- 1 外部委託の可否について（個人情報保護条例第6条）

議事録作成等に係る反訳業務について

## 【諮問第12号】

### 外部委託の可否について（議事録作成等に係る反訳業務について）

#### 1 諮問理由

議事録作成等に係る反訳業務を委託するにあたり、委託業者に提供する情報に個人情報が含まれる場合があるため、本審議会へ諮問する。

#### 2 委託内容の概要

委託業者に音声データを提供し、反訳業務を委託する。

#### 3 取扱う個人情報等

氏名、住所、性別、年齢、生年月日、資格取得・喪失年月日、負担割合、所得区分、続柄、債権区分（公害健康被害の補償給付金、労災認定された医療保険給付への返還金、療養費返納金、高額介護合算療養費返納金、療養費給付費不当利得返還金、高額療養費区分変更等による返納金、医療機関等の不正行為に伴う返還金、医療機関等の不当請求に伴う返還金、第三者行為による損害賠償の求償金）、債権額、債権の期間、収入、財産、職業、その他被保険者情報

#### 4 個人情報保護の対策

個人情報の取扱いについて、業務委託契約の仕様書に、関係諸法令及び「個人情報の保護に関する特記仕様書」（別紙）の遵守を求める規定を設け、法令の遵守を徹底させる。

令和3年10月18日

|            |   |        |  |
|------------|---|--------|--|
| 所 管 課      | 総務部総務課  | 業務登録番号 |  |
| 委託する業務の名称  | 議事録作成等に係る反訳業務   |        |  |
| 委 託 先      | 入札等により決定  |        |  |
| 委 託 内 容    | 会議等の反訳業務  |        |  |
| 委 託 期 間    | 契約確定日から   |        |  |
| 審 議 会 事 項  | <input checked="" type="checkbox"/> 令和3年10月18日 諮問第12号<br><input type="checkbox"/> 事前一括承認基準  |        |  |
| 委 託 の 条 件  | <input checked="" type="checkbox"/> 秘密の保持<br><input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用及び第三者への提供禁止<br><input checked="" type="checkbox"/> 再委託の禁止<br><input checked="" type="checkbox"/> 複写及び複製の禁止<br><input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の授受、保管、廃業又は返還事項<br><input checked="" type="checkbox"/> 立入検査及び調査に応ずる義務<br><input checked="" type="checkbox"/> 事故発生時の報告義務<br><input checked="" type="checkbox"/> 義務違反等の公表措置及び損害賠償<br><p>なお、特定個人情報を取扱う場合は上記条件に加え下記の条件を付する。</p> <input checked="" type="checkbox"/> 委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督義務<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |        |  |
| 個人情報の授受    | <input checked="" type="checkbox"/> 文書<br><input type="checkbox"/> 図面<br><input type="checkbox"/> 写真<br><input type="checkbox"/> フィルム<br><input checked="" type="checkbox"/> 磁気テープ・ディスク<br><input checked="" type="checkbox"/> ネットワーク回線<br><input type="checkbox"/> その他（ ）  |        |  |
| 記録する個人情報項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 基本的事項(氏名、住所、生年月日、本籍、続柄、婚歴など)<br><input checked="" type="checkbox"/> 社会生活(職業、勤務先、役職、職歴、学歴、資格など)<br><input checked="" type="checkbox"/> 経済活動(収入、財産、納税額、負債状況、公的扶助など)<br><input type="checkbox"/> 心身健康(健康状態、病歴、障害など)<br><input checked="" type="checkbox"/> 生活状況(家庭状況、居住状況、趣味・嗜好など)   |        |  |

(用紙規格 A4)

## (案)

## 個人情報の保護に関する特記仕様書（特定個人情報含まないもの）

## （趣 旨）

第1条 本仕様書は、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「甲」）が契約の相手方（以下「乙」）に委託契約をした業務について、個人情報の保護に必要な措置を講じるよう定めたものである。

## （秘密保持義務）

第2条 乙は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

## （個人情報保護義務）

第3条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報に係るデータ（以下「データ」）を乙の適切な管理下に置き、データの漏えい、紛失、改ざん、破損その他の事故を防止し、適正な管理及び安全の保護を図らなければならないものとする。

2 乙は、データの取扱いに関する責任者の設置及び従事者、作業場所の限定を行い、責任者及び作業場所を含む従事者名簿を甲に届け出なければならない。また、届け出た内容に変更があった場合は、速やかに報告しなければならない。

## （データの保管）

第4条 乙は、取り扱うデータの機密性、重要性に応じてデータ保護上の適切な設備を施した所定の場所に保管しなければならない。

## （データの目的外使用禁止）

第5条 乙は、データを当該受託業務以外の業務への使用及び第三者への提供をしてはならない。

## （従事者に対する遵守事項の周知）

第6条 乙は、この契約の履行に関する遵守事項について、受託業務に従事する者に周知しなければならない。

## （従事者に対する教育及び監督の実施）

第7条 乙は、当該業務に従事する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び緊急時対応のための訓練を計画的に実施するとともに、当該従事者に対する適切な監督を実施しなければならない。

## （再委託の禁止）

第8条 乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、やむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託（再々委託以降を含む。以下本条において同じ。）する業者名、再委託の内容、実施場所を、書面をもって甲に事前に通知し、甲の承諾を得なければならない。また、再委託業者にも、この契約を遵守させなければならない。

(データの複写及び複製の禁止)

第9条 乙は、甲の受託業務で使用するデータを複写又は複製してはならない。ただし、作業処理上やむなく複写又は複製が必要になった場合は、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

(作業場所以外への持出しの禁止)

第10条 乙は、甲の受託業務で使用するデータを第3条により届け出た作業場所以外に持ち出してはならない。ただし、作業処理上やむなく持出しが必要になった場合は、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

(私物の電子計算機器等の使用禁止)

第11条 乙は、甲の受託業務の履行に際し、私物の電子計算機器又は記録媒体等を使用してはならない。ただし、作業処理上やむなく使用が必要になった場合は、甲の承認を受けるものとする。また、必要なくなった場合も同様とする。

(報告義務及び公表措置)

第12条 乙は、甲の求めに応じ、書面等により定期的にデータの管理状況等について甲に報告しなければならない。

2 乙は、事故発生時の対応マニュアルを整備するものとし、前項の規定にかかわらず、第2条から前条までの規定に係る事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うとともに、事故又は被害の拡大を防止する最善の努力を払わなければならない。

3 甲は、この契約に関し、データの漏えい、紛失、改ざん、破損その他の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(立入検査及び調査)

第13条 甲は、データの管理状況について随時に立入検査又は調査をし、乙に対して必要な報告を求め、又は業務の処理に関して指示を与えることができる。

(損害賠償義務)

第14条 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

(提供資料等の返還又は消去義務)

第15条 乙は、委託業務で甲から個人情報を含むデータ等（以下「データ」という。）を提供された場合において、委託業務を完了した時は、データを甲の指定した方法により速やかに甲へ返却又は消去（物理的な破壊又は磁気的な破壊により、全てのデータを消去の上、復元不可能な状態にする措置）しなければならない。また、消去による場合には、確実な履行を確認するため、甲が作業完了まで立ち会うこととする。ただし、データ消去の立ち合いが困難と認められる場合は、甲乙協議の上、消去が確実にされたことを確認できる資料（画像等）による証明書の提出等に変更することができる。

2 乙は、機器リース契約における契約完了時は、物理的な破壊又は磁気的な破壊により、全てのデータを消去の上、復元不可能な状態にする措置をしなければならない。また、その際には、必ず甲が立ち合いを行い、乙は必要な対応を行うこと。

3 前2項の規定は、作業処理上やむなく発生した複写物又は複製物についても同様とする。

(協議)

第 16 条 個人情報の保護に関し、この仕様書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

3 東広総総第 569-2 号  
令和 3 年 10 月 8 日

東京都後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審議会会長 様

東京都後期高齢者医療広域連合長  
山崎 孝明

東京都後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審議会条例第 2 条に基づき  
下記の事項について報告します。

記

第 1 号 議会報告について（情報公開条例第 29 条及び個人情報保護条例第 32 条に  
基づく報告事項）

- (1) 令和 2 年度における公文書の公開の実施状況について
- (2) 令和 2 年度における個人情報保護制度の実施状況について



○東京都後期高齢者医療広域連合情報公開条例

(実施状況の公表)

第 29 条 広域連合長は、毎年 1 回、実施機関の公文書の公開についての実施状況を取りまとめ、広域連合議会に報告するとともに、公表しなければならない。

○東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

(実施状況の公表)

第 32 条 広域連合長は、毎年 1 回、各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

3 東 広 総 総 第 号  
令 和 3 年 11 月 30 日

東京都後期高齢者医療広域連合議会  
議 長 磯 一 昭 様

東京都後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 山 崎 孝 明

令和 2 年度における公文書の公開の実施状況について

東京都後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 29 条の規定に基づき実施機関の公文書の公開の実施状況について下記のとおり報告します。

記

1 公文書の公開請求の件数及び処理状況 (単位：件)

| 実施機関名   | 公開請求<br>件 数 | 処理状況 |      |     | 取下げ |
|---------|-------------|------|------|-----|-----|
|         |             | 公開   | 部分公開 | 非公開 |     |
| 広域連合長   | 22          | 1    | 5    | 16  | 0   |
| 選挙管理委員会 | 0           | 0    | 0    | 0   | 0   |
| 監査委員    | 0           | 0    | 0    | 0   | 0   |
| 議会      | 0           | 0    | 0    | 0   | 0   |
| 合計      | 22          | 1    | 5    | 16  | 0   |

東京都後期高齢者医療広域連合議会  
議長 磯 一昭 様

東京都後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 山 崎 孝 明

令和 2 年度における個人情報保護制度の実施状況について

東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 3 2 条の規定に基づき実施機関の個人情報保護制度の実施状況について下記のとおり報告します。

記

1 個人情報取扱事務の実施状況

(1) 業務の登録の状況 (単位：件)

| 実施機関名   | 件数 | 処理状況 |    |    |
|---------|----|------|----|----|
|         |    | 開始   | 変更 | 廃止 |
| 広域連合長   | 4  | 2    | 1  | 1  |
| 選挙管理委員会 | 0  | 0    | 0  | 0  |
| 監査委員    | 0  | 0    | 0  | 0  |
| 議会      | 0  | 0    | 0  | 0  |
| 合計      | 4  | 2    | 1  | 1  |

(2) 業務の委託の状況 (単位：件)

| 実施機関名   | 件数 | 処理状況 |    |    |
|---------|----|------|----|----|
|         |    | 開始   | 変更 | 廃止 |
| 広域連合長   | 5  | 5    | 0  | 0  |
| 選挙管理委員会 | 0  | 0    | 0  | 0  |
| 監査委員    | 0  | 0    | 0  | 0  |
| 議会      | 0  | 0    | 0  | 0  |
| 合計      | 5  | 5    | 0  | 0  |

## (3) 目的外利用及び外部提供の状況 (単位：件)

| 実施機関名   | 目的外利用 | 外部提供 |
|---------|-------|------|
| 広域連合長   | 0     | 369  |
| 選挙管理委員会 | 0     | 0    |
| 監査委員    | 0     | 0    |
| 議会      | 0     | 0    |
| 合計      | 0     | 369  |

## (4) 自己情報の開示等の処理状況 (単位：件)

| 実施機関名   | 開示請求<br>件数 | 処理状況※ |      |     |     | 取下げ |
|---------|------------|-------|------|-----|-----|-----|
|         |            | 開示    | 部分開示 | 不存在 | 非開示 |     |
| 広域連合長   | 24         | 24    | 0    | 0   | 0   | 0   |
| 選挙管理委員会 | 0          | 0     | 0    | 0   | 0   | 0   |
| 監査委員    | 0          | 0     | 0    | 0   | 0   | 0   |
| 議会      | 0          | 0     | 0    | 0   | 0   | 0   |
| 合計      | 24         | 24    | 0    | 0   | 0   | 0   |

## (5) 個人情報ファイルの登録状況 (単位：件)

| 実施機関名   | 件数 | 処理状況 |    |    |
|---------|----|------|----|----|
|         |    | 開始   | 変更 | 廃止 |
| 広域連合長   | 3  | 1    | 1  | 1  |
| 選挙管理委員会 | 0  | 0    | 0  | 0  |
| 監査委員    | 0  | 0    | 0  | 0  |
| 議会      | 0  | 0    | 0  | 0  |
| 合計      | 3  | 1    | 1  | 1  |

## (6) 広域連合の電子計算組織と広域連合以外の電子計算組織との結合状況

(単位：件)

| 実施機関名   | 件数 | 処理状況 |    |    |
|---------|----|------|----|----|
|         |    | 開始   | 変更 | 廃止 |
| 広域連合長   | 2  | 2    | 0  | 0  |
| 選挙管理委員会 | 0  | 0    | 0  | 0  |
| 監査委員    | 0  | 0    | 0  | 0  |
| 議会      | 0  | 0    | 0  | 0  |
| 合計      | 2  | 2    | 0  | 0  |